

# 刈谷市業者選定審査会規程

(昭和54年4月1日訓令第1号)

## (趣旨)

**第1条** この規程は、本市が施行する工事（建設工事（施設修繕を含む。）、委託業務（測量、調査、設計及び監理の委託業務をいう。）及び工事用物件の購入をいう。）及び物品（物品の購入、修繕及び売払いをいう。）の契約方法の選定並びに入札者及び見積者（以下「入札者等」という。）を適格にして厳正かつ公平に選定するため、刈谷市業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

## (審査事項)

**第2条** 審査会は、次に掲げる事項について審査する。ただし、非常災害等緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 1件の設計金額が130万円を超える建設工事及び工事用物件の購入並びに1件の設計金額が50万円を超える委託業務の契約方法及び入札者等に関する事。
- (2) 1件の予定価格が300万円を超える物品の契約方法及び入札者等に関する事。
- (3) 入札参加資格停止に関する事。
- (4) 入札参加資格及び総合数値に関する事。
- (5) その他入札に関し必要な事項

## (組織)

**第3条** 審査会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 会 長 市長の職務を代理する者の順位に関する規則（昭和27年規則第12号）で定める第1順位の副市長
- (2) 委 員 市長の職務を代理する者の順位に関する規則で定める第2順位の副市長、企画財政部長、総務部長、建設部長、都市政策部長、都市公園部長、水資源部長及び教育部長

## (職務)

**第4条** 会長は、会務を総理する。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

**第5条** 審査会は、会長が毎月第1週及び第3週の水曜日に招集する。ただし、会長が必要があると認めたときは、臨時に招集することができる。

- 2 審査会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数で決定する。
- 4 審査会は、議事に関係ある職員を出席させて説明を求めることができる。

## (庶務)

**第6条** 審査会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日訓令第4号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年11月1日訓令第8号)

この訓令は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日訓令第1号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日訓令第3号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日訓令第3号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日訓令第16号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月1日訓令第9号)

この訓令は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日訓令第10号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第12号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。